

認定スキーパトロール規程（案）

（参考 S A J 5 5 1 公認スキーパトロール規程）

（目的）

第1条 本規程は、広島県スキー連盟（以下「本連盟」という。）教育本部規定に基づき、認定スキーパトロール（以下「スキーパトロール」という。）に関し、必要な事項を定める。

（年度）

第2条 本規程の年度は、本連盟の定めた事業年度をいう。

（使命）

第3条 スキーパトロールは、スノースポーツを楽しむすべての人々に、高品質で安全・安心なサービスを提供することを、その使命とする。

（理念）

第4条 スキーパトロールは、スキー場のマイスターとしてすべてのスキーヤーから信頼される存在となるべきである。そのために必要な知識と技術に加え、ホスピタリティー、弛まぬ向上心、パトロール同士の強い連帯感、リーダーシップ、責任感を兼ね備えることが望ましい。

（目標）

第5条 スキーパトロールの使命や理念を達成するために、以下の知識や技術を習得し、絶えずその研鑽に努めなければならない。

- （1） スノースポーツのリスク分析と傷害予防・安全マナー指導に関すること
- （2） スキー場の整備と巡視等の安全対策に関すること
- （3） 傷病者の救護・搬送・事故処理に関すること
- （4） 索道からの旅客救助に関すること
- （5） バックカントリー・雪崩・気象に関すること

（資格）

第6条 スキーパトロールは、認定スキーパトロール検定会規程に定めた検定会に合格した者が別で定めた手続きを行なう事により資格が付与され、広島県内のスキー場で有効な資格とする。ただし、広島県外でも認定パトロール制度に賛同されるスキー場でも有効とする。

（有効期間）

第7条 資格の有効期間は、合格年度及び更新年度から2年間とする。

（義務）

第8条 スキーパトロールは、次の各号に掲げる義務を負う。

- （1） 認定スキーパトロール資格者は、スキーパトロールの使命を完遂するため、資格有効期限内に、認定スキーパトロール研修を最低2年に1回受講し、修了しなければならない。また、その他の関連研修も積極的に受けなければならない。
- （2） スキーパトロールは、本連盟や所属団体の事業には優先的に参加しなければならない。

- (3) スキー場の常勤・非常勤・ボランティア、それぞれのスキーパトロールは、スキー場の安全管理・安全指導や救護活動に積極的に関与しなければならない。
- (4) その他救護活動等への協力を求められた場合、積極的に関与しなければならない。

(資格の停止)

第9条 スキーパトロールが認定スキーパトロール研修を2年続けて未修了の場合は、スキーパトロールの資格を停止する。資格停止中の者は、認定スキーパトロールとして活動できない。

(資格停止の解除)

第10条 スキーパトロール資格の停止を解除しようとする者は、認定スキーパトロール研修修了により資格の停止を解除できる。

(資格の喪失)

第11条 スキーパトロールで、次に掲げる各号の一つに該当する場合は、理事会の決定により、スキーパトロールの資格を喪失する。

- (1) 全日本スキー連盟(SAJ)の会員登録規定第4条の規定により、会員の資格を喪失したとき
- (2) 本連盟の規約に違反し、スキーパトロールとしての体面を汚すような行為があったとき
- (3) 資格の年次登録料を納期までに納入しないとき

(資格喪失の解除)

第12条 第11条により資格喪失した場合でも、下記条件を満たし、理事会で承認が得られた場合は資格喪失の解除ができる。ただし、資格有効にするには研修会の修了をもって有効とする。

- (1) 全日本スキー連盟(SAJ)の会員登録規定第4条の規定により、会員の資格を喪失したのち再登録し会員の資格を取得したとき
- (2) (3)項の定める資格喪失期間の年次登録料を納期までに納入したとき
- (3) 喪失期間1年は、1年分の登録料金、喪失期間2年は、2年分の登録料金、3年以上の喪失は3年分の登録料金の納入とする。

(登録料の納期)

第13条 第1条に定めるスキーパトロールは、本連盟で定める年次登録料を、毎年会員登録料と同時に、所定の期日までに納めるものとする。

(公認スキーパトロール)

第14条 公益財団法人全日本スキー連盟(SAJ)の公認スキーパトロール受検者(養成講習会も含む)は本連盟のスキーパトロール資格が有効で無ければならない。

(運用開始)

第15条 この規程は、2025年度は移行期間とし、2026年度より運用するものとする。

(規定の改廃)

第16条 この規程の改廃は、本連盟理事会の議決による。

2024年10月6日 制定予定

認定スキーパトロール検定規程（案）

（参考 S A J 530 公認スキーパトロール検定規程）

（趣旨）

第1条 この規程は認定スキーパトロール検定会（以下「検定会」という。）に関する必要な事項を定める。

（目的）

第2条 検定会は、スノースポーツを楽しむすべての人々に、高品質で安全・安心なサービスを提供できるスキーパトロールを認定することを目的とする。

（年度）

第3条 本規程の年度は、本連盟の年度とする。

（実施）

第4条 検定会は、本連盟でおこなう。但し、諸事情により他県スキー連盟との合同での実施も可能とする。

（周知）

第5条 検定会開催要項は、本連盟ホームページ等で周知する。

（責任者・検定員）

第6条 検定会の責任者・主任検定員及び検定員は以下のとおりとする。

- （1）責任者は、本連盟の理事長が認めた者。
- （2）主任検定員は、本連盟教育本部安全対策委員長が選任した者
- （3）検定員は、本連盟で有効な公認スキーパトロール資格を有し、安全対策委員とする。ただし、他県スキー連盟との合同で行う場合は他県スキー連盟の安全対策委員長もしくはその者が指名するものとする。

（会期）

第7条 会期は、2日間を原則とし、諸事情により、会期を変更することができる。

（会場）

第8条 会場は県内1会場とする。ただし、他県スキー連盟との合同で実施する場合は県外のスキー場でも可能とし、1会場とする。

（受験資格）

第9条 検定会の受験者は、受験年度の本連盟の会員登録を完了した者で、次に掲げる各号に該当しなければならない。

- （1）受験する年度の4月1日時点で20歳以上
- （2）受験する年度の受験申込み期限までに、スキー級別テスト1級（スキープライズテスト含む）に合格した者又はスキー準指導員以上の資格が有効な者
- （3）赤十字救急法救急員（ファーストエイドプロバイダー）認定証の交付を受け資格が有効な者か、救急I課程修了者（消防学校において、135時間以上の教育を受けた者）、医師・看護師・准看護師又は、救急救命士の資格を有すること。

- (4) 本連盟が実施する認定スキーパトロール養成講習会を検定会までに修了した者。
修了した養成講習会の有効期間は3カ年とする。

(合格者の手続き)

第10条 合格者は、検定会合格日に合格証が交付され、公認料・年次登録料及びネームプレート代などを納入することにより、資格が認定される。

2 次年度からの年次登録料は、他の登録料等と同時に納める。ただし、公認スキーパトロール有資格者はこの限りでない。

(結果の報告&発表)

第11条 主任検定員は、検定会実施の結果を速やかに本連盟に報告する。

2 検定会実施結果のうち、検定会成績は公表しない。

(検定基準)

第12条 検定基準は、別にこれを定める。

(運用開始)

第13条 この規程は、2025年度は移行期間とし、2026年度より運用するものとする。

(規定の改廃)

第14条 この規定の改廃は、本連盟理事会の議決による。

参考 (2024年度)

・県パト受験料	10.000円
・県パト認定料	5.000円
・県パト年次登録用	1.000円
・指導者会費	1.000円
・ネームプレート	2.000円

2024年10月6日 制定予定

認定スキーパトロール検定基準と実施要項（案）

（参考 S A J 531 公認スキーパトロール検定基準と実施要領）

1. 認定パトロール検定規程第 12 条に基づき、認定スキーパトロール（以下スキーパトロール）検定の検定基準及び実施要領に関し、必要な事項を定める。
2. 本規程の年度は、本連盟の年度とする。
3. スキーパトロール検定の検定基準及び実施方法
スキーパトロール検定試験は、実技テスト及び理論テストからなり、その総合成績から合否判定する。
 - （1）検定要領
 - ① スキー実技テスト
 - 基礎種目テスト実施要領
別表①のとおりとする。
 - 搬送種目テスト実施要領
別表②のとおりとする。
 - ② 理論テスト
出題範囲は、日本スキー教程安全編（最新版）とし、所用時間 60 分を原則とする。
 - ③ 採点基準、合否判定方法
テストの採点基準は次のとおりとする。
 - スキー実技テストは、1 種目あたり 1 0 0 ポイントとし、検定員 3 名の評価の平均値（小数点一位を四捨五入）を当該種目の取得ポイントとする。6 種目の合計が 4 2 0 ポイント以上を合格とする。（一種目平均 7 0 ポイント以上）
 - 理論テストは、1 0 0 点満点とし、7 0 % 以上を合格とする。
 - （2）養成講習
 - ① 養成講習は、集合講習 1 0 時間、自主学習 1 6 時間とする。
 - 理論講習 1 0 時間（集合講習 2 時間、自主学習 8 時間）
 - 実技講習 1 6 時間（集合講習 8 時間、自主学習 8 時間）
 - ② 講師は、本連盟安全対策委員とする。ただし他県との合同開催の場合は、他県連盟の安全対策委員長またはその者が指名した者とする。
4. この基準および実施要項は、2 0 2 5 年度は移行期間とし、2 0 2 6 年度より運用するものとする。
5. この基準および実施要項の改廃は、本連盟理事会の議決による。

2024 年 10 月 6 日 制定予定

別表①②③④⑤⑥

雪上種目（基礎種目、搬送種目平均70点以上で合格）

別表① 認定パトロール検定 基礎種目テスト実施要領

区分	実技種目	回転数・斜面	実技の内容	評価の内容
制動技術	プルーク ボーゲン	・整地／中斜面 ・中回り ・6回転～8回転	制動を主体とした回転技術	<ul style="list-style-type: none"> ・ターン運動の構成（ポジショニング、エッジング） ・斜面状況への適応度（スピードと回転弧のコントロール） ・運動の質的内容（バランス、リズム、タイミング）
	横滑り	・整地／中急斜面 ・プルークスタンスでの左右の切り換え4回以上 ・ピポット操作での左右の切り換え4回以上	・種類の異なる切り換えを連続して行う ・スピードコントロールとフォールライン方向維持	
	別表④ 片開きプルーク	・整地／中斜面 ・左右の切り換え4回 ・直滑降、切り換え、停止ゾーン指定	・スピードコントロールとフォールライン方向維持 ・滑らかで安定した切り換え操作	
応用技術	パラレルターン (小回り)	・整地／急斜面	<ul style="list-style-type: none"> ・各種地形・雪質への対応 ・滑らかで安定した操作 	
	パラレルターン (大回り)			

別表② 認定パトロール検定 搬送種目テスト実施要領

区分	実技種目	回転数・斜面	実技の内容	評価の内容
搬送技術	制限搬送	・整地／緩～中斜面 ・大回りと浅回り10～15旗門を含む複合コース	<ul style="list-style-type: none"> ・仮傷病者を載せたアキヤボートを後方1人操作で搬送する 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全を優先したスムーズな操作 ・指定条件の達成
	真下搬送	・整地／中～急斜面 ・旗門間隔5m以内、旗門距離10m以内のオープンゲート4セットで構成されたコース		

別表③ 認定スキーパトロール養成講習実施要領

I. 理論講習 10時間（集合講習2時間、自主学习8時間）

講習科目	時間	内容
1. 序論	0.3	①スノースポーツを取り巻く環境 ②スノースポーツに内在する危険 ③スノースポーツ事故の実態 ④事故と法的責任 ⑤安全なスノースポーツ環境の創出に向けて
2. 安全な滑走のために	0.3	①スキヤーの責務 ②引率者・指導者及び受講者の責務 ③救助義務 ④ジュニアスキヤー、シニアスキヤーの安全対策 ⑤スノーボーダーの安全対策 ⑥競技スキーの安全対策 ⑦スキー用具と安全
3. スキーパトロール概論	0.5	①スキーパトロールとは ②スキーパトロールの業務内容 ③スキーパトロールに求められる知識・技術 ④スキー場の運営
4. スノースポーツの医学	0.7	①スノースポーツ救急法概論 ②スノースポーツの外傷・障害
5. 山岳スキー	0.2	①バウンダリーを超えことの意味 ②基礎知識・基本技術 ③装備 ④冬山の気象学 ⑤雪崩 ⑥搜索費用・保険

II. 実技講習 16時間（集合講習8時間、自主学习8時間）

講習科目	時間	内容
1. 基礎種目制動技術	2.0	スキーパトロールとして必要な、制動技術・回転技術・総合技術を用いたプルーク ボーゲン、横滑り、片開きプルーク
2. 基礎種目応用技術		パラレルターン（小回り・大回り）
3. 搬送種目	3.0	仮傷病者を載せたアキヤポート後方1人操作で制限搬送（浅回り搬送・大回り搬送）真下搬送
4. ロープ操法	1.5	日本スキー教程安全編（新旧）に示すロープワーク
5. 救急法	1.5	赤十字救急法講習教本に示す三角巾包帯法及び止血法

別表⑤ 認定スキーパトロール検定 救急法テスト実施要領

区分	課題	条件	方法	評価の観点	合否判定
止血	<p>出血に対する手当として、直接圧迫止血（1種目）</p> <p>止血帯止血法（2種目）を出題する。</p>	<p>・検定員は、受検者を事前にパディーを組ませ、一方を救助者、他方を傷病者とする。</p> <p>・具体的に、患部及び状態を指定する。</p> <p>・傷病者の体位は、検定員が指示する。</p> <p>・止血帯は、素早く実施することが原則であり制限時間は設けないが検定中に緊縛時間が長くならないように配慮する。</p>	<p>・救助者と傷病者は向かい合って位置する。</p> <p>・救助者は検定員の「始め」の合図で、手技を開始する。</p> <p>・救助者は検定員の「止め」の合図で手技を終了する。</p> <p>・検定員は手技を採点する。</p> <p>・救助者と傷病者は、役割を交代する。</p>	<p>a.直接圧迫止血法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・患部の状況にあった保護ガーゼを当て、手全体で圧迫しているか ・救助者の位置、姿勢や良いか <p>b.止血帯止血法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・止血帯を巻き付ける位置は正しいか ・棒やロッドの固定は確実にできているか 三角巾やバンドは緩くないか <p>※種目ごとに以上のポイントを目安に判定する</p>	<p>1種目あたり100ポイントとし、8種目のポイント合計が560ポイント以上を合格とする。</p>
包帯・固定（副子を使用しないもの）	<p>・きずに対する手当として、三角巾（額、頭、前腕 a、膝、腕吊り a から4種目）を出題する。</p> <p>・骨折、脱臼、捻挫に対する手当として、副子を使用しない固定（鎖骨骨折固定、足首捻挫固定から1種目）を出題する。</p>	<p>・検定員は、受検者を事前にパディーを組ませ、一方を救助者、他方を傷病者とする。</p> <p>・救助者は、保護ガーゼ、三角巾を用意する。</p> <p>・具体的に、患部及びきずの状態をしていする。</p> <p>・傷病者の体位は検定員が指示する。</p> <p>・三角巾は開き三角巾の状態から始める。</p> <p>・制限時間は、概ね次の時間を目安とする。三角巾1枚を使用するものは90秒、2枚を使用するものは150秒とする。</p> <p>固定法は時間を設定しない。</p>	<p>・救助者と傷病者は向かい合って位置する。</p> <p>・救助者は検定員の「始め」の合図で、手技をかいしする。</p> <p>・救助者は検定員の「止め」の合図で手技を終了する。</p> <p>・検定員は手技を採点する。</p> <p>・救助者と傷病者は、役割を交代する。</p>	<p>a.保護ガーゼ（固定は除く）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・確実に患部を覆っているか ・きずにあった厚さ、広さになっているか <p>b.包帯の巻き方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手順通りにできているか ・たるみがなく保護ガーゼが指示されているか ・患部が十分に覆えているか ・本結びになっているか ・端末の処理はよいか <p>c.締め具合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・きずにあった締め具合になっているか <p>d.結び目の位置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的に外側、上部で結ばれているか ・きずを避けた位置で結ばれているか <p>e.その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・傷病者を手荒に取り扱っていないか ・保護ガーゼ、包帯の扱いは良いか ・全体のバランスはよいか ・時間内にできたか <p>※以上のポイントを目安に判定する</p>	

別表⑥ 認定スキーパトロール検定 ロープ操法テスト実施要項

区分	課題	条件	方法	評価の観点	合否判定
ロープ操 法	日本スキー教 程安全編 (新・旧)に 示す結びの種 類から14種 類を出題す る。	<ul style="list-style-type: none"> ・検定に使用するロープは、外径7.0～12.0mm、長さ5m、材質はロープ検定種目に適したものと する。 ・検定員は、結びの種類を指定する。 ・受検者は、ロープ末端を片手で保持した状態で 待機する。 ・制限時間は、全種目とも40秒とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・受検者は、検定員の「始め」 の合図で手技を開始し、「止 め」の合図で、手技を終了す る。 ・検定員は評価の観点に基づき 採点する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・輪の大きさ(種目の用途に適しているか) ・末端の長さ(一握り程度の長さか) ・結束の強さ(結びが緩んでいないか) ・見た目(結び目がきれいに仕上がっている か) ・時間(制限時間内に結束できたか) 	1種目あたり100 ポイントとし、14 種目の合計が980 ポイント以上を合格 とする。

認定スキーパトロール研修規程（案）

（参考 S A J 529 公認スキーパトロール研修規程）

（趣旨）

第1条 認定スキーパトロール研修会（以下「研修会」という。）は広島県スキー連盟（以下、「本連盟」とする。）が主催する。ただし、諸事情により、他県スキー連盟と合同で実施することも可能とする。

（年度）

第2条 本規程の年度は、本連盟年度とする。

（参加資格）

第3条 認定スキーパトロールは、本連盟の研修会に参加することができる。

- 2 公認スキーパトロール有資格者は、認定スキーパトロール研修会を免除する。
- 3 本連盟安全対策委員で研修会に役員で参加したものは研修会を修了したものとみなす。

（周知）

第4条 研修会の開催期日及び会場は、本連盟のホームページ等で周知する。

（内容）

第5条 研修会は、責任者立会いのもとに、次の各号に掲げるとおり運営するものとする。

- （1）研修会責任者は、本連盟理事会が指名したものである。
- （2）研修会は、原則として、実技3単位とし、1単位の研修時間は2時間以上とする。
- （3）主任講師及び講師は、本連盟教育本部安全対策委員とする。ただし、他県スキー連盟と合同で実施する場合は他県スキー連盟安全対策委員とする。
- （4）研修会の参加希望者は、開催要項に示された期日までに加盟所属団体から申込みするものとする。
- （5）研修会の主任講師は、参加者の出欠を本連盟に報告しなければならない。

（参加料）

第6条 研修会参加料は、各種公認・登録料金一覧表に定める。

- 2 第3条第3項のみなし研修修了の場合の参加料は徴収しない。

（運用開始）

第7条 この規程は、2025年度は移行期間とし、2026年度より運用するものとする。

（規程の改廃）

第8条 この規程の改廃は、本連盟理事会の議決による。

参考（2024年度）

・研修会受講料 3,000円

2024年10月6日 制定予定